

26 建企 第572号
平成27年 3月12日

(一社)長崎県建設業協会
(一社)長崎県中小建設業協会
(一社)長崎県造園建設業協会
(一社)長崎県ほ装協会
(一社)長崎県工務店連合会
(一社)長崎県管工事協会
(一社)長崎県港湾漁港建設業協会
(一社)長崎県斜面安定技術協会
(一社)長崎県のり面協会
(一社)長崎県建造物解体工業会
長崎県建設工業協同組合
長崎県電気工事業工業組合
長崎県電気設備協同組合
長崎県管工事業協同組合連合会
長崎県漁場整備開発協会
長崎県造船協同組合

様

長崎県土木部長



建設工事における最低制限価格の見直しについて（通知）

長崎県が発注する建設工事における最低制限価格の取り扱いについては、「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて」（平成21年1月27日付け20建企第687号）により制定しているところですが、平成27年2月19日の長崎県建設工事入札手続等検討委員会において、下記のとおり取り扱いを見直しましたので通知します。

記

1. 取り扱いの内容

別添「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて」のとおり。

2. 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

- ・電話番号 : 095-894-3027
- ・FAX番号 : 095-894-3461
- ・メールアドレス : kenki-koukei@pref.nagasaki.lg.jp

建設工事における最低制限価格の取り扱いについて

制定 平成 21 年 1 月 27 日 20 建企第 687 号
最終改正 平成 27 年 3 月 12 日 26 建企第 572 号

1. 対象工事

長崎県が発注する競争入札に付する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する「建設工事」をいう。以下「工事」という。）のうち、WTO 対応工事や国からの受託工事等の低入札調査基準価格を設定する工事を除く工事に対して最低制限価格を設けるものとする。

2. 最低制限設計価格（税抜き）の算出

最低制限設計価格（税抜き。以下同じ。）は、次の表工事区分の欄に掲げる工事の種類ごとに算出した額とする。

工 事 区 分	最 低 制 限 設 計 価 格
土 木 工 事	設計金額の 9 0 %
鋼橋及び鋼製の 横断歩道橋等の 工場製作工事	
建築工事（建築 関連の電気設備 工事、機械設備 工事を含む）	
土木関連の電気 設備工事、電気 通信設備工事、 機械設備工事	
建築関連の搬送 設備工事及び解 体工事	設計金額の 8 0 %

3. 最低制限価格（税抜き）

上記 2 で算出した額（最低制限設計価格）に乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格（税抜き。以下同じ。）とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格（税抜き。以下同じ。）とする。

4. 数値の取り扱い

最低制限価格は、1,000 円未満の金額は切り捨てるものとする。

5. 試行期間

平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から当分の間施行する。